

浄化槽設置からの諸手続きの流れ

次の手順に従い、手続き等を行ってください。

(申請用紙等は、町上下水道課にあります。なお、書類の作成や手続きについては、申請者に代わり施工業者等が代理で行っていただけることがあります。)

申請者(設置者)		町上下水道課等 (建築確認が必要な場合は町都市建設課又は建築確認受付機関)
問い合わせ	→	↓
浄化槽設置届の提出	○工事着手日の21日前(型式認定を受けた浄化槽は10日前)までに提出(添付書類あり) →	書類審査
↓	○設置届提出日の21日後(型式認定を受けた浄化槽は10日後)着工(建築確認済証交付後) ←	(建築確認申請提出の場合は「確認済証」交付)
工事着工		
工事完了		
保守点検委託	浄化槽の種類や規模により決められた回数点検する	
使用開始報告書提出	→ 使用開始後30日以内に提出	書類受理
法定検査申込ハガキ投函 ↓ 法定検査の受検	※使用開始後3ヶ月～8ヶ月の間、県指定機関による検査(7条検査) その後、年1回検査(11条検査)	検査機関より 検査結果受理
↓	←	不適正等浄化槽管理者へ 早期改善通知
(法定検査結果、不適正や改善したほうがいい場合) 浄化槽修理等の改善 ↓ 改善報告書の提出	→ 改善後速やかに	改善報告書の受理
(浄化槽を廃止したら) 浄化槽使用廃止届出書の提出	→ 廃止の日から30日以内に提出	書類受理
(浄化槽の管理者を変更したら) 浄化槽管理者変更報告書の提出	→ 変更の日から30日以内に提出	書類受理

※浄化槽の補助金申請をした場合はこの手続きとは別に、さらに諸手続きがあります。